

(案)

利用権の裁定通知書

沖縄県指令北振第 号
年 月 日

公益財団法人沖縄県農業振興公社
理事長 仲宗根 智 あて

沖縄県知事 印

令和3年5月10日付け沖農公第176号で農地法第41条第1項による所有者等を確認できない農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請のあった下記農地について、同法第41条第2項の規定において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により利用権を設定する裁定をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原758番1	田	439平方メートル
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原874番	田	312平方メートル
国頭郡大宜味村字田嘉里嘉名良原1047番	田	500平方メートル

2 利用権の内容及び始期

所在及び地番	内容	始期
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原758番1	田	令和3年8月1日
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原874番	田	令和3年8月1日
国頭郡大宜味村字田嘉里嘉名良原1047番	田	令和3年8月1日

3 利用権の存続期間及び借賃に相当する補償金の額

所在及び地番	存続期間	借賃に相当する補償金の額
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原758番1	10年	13,280円
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原874番	10年	9,440円

(案)

国頭郡大宜味村字田嘉里嘉名良原1047番	10年	15,130円
----------------------	-----	---------

4 当該利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人沖縄県農業振興公社 理事長 仲宗根 智
沖縄県島尻郡南風原町字本部453番地3

5 当該農地の所有者等の情報

所在及び地番	農地の所有者等の情報
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原758番1	506番地 大城 マツ
国頭郡大宜味村字田嘉里安志良原874番	394番地 池原 ナベ
国頭郡大宜味村字田嘉里嘉名良原1047番	564番地 知念 祥保

6 補償金の支払の方法

当該利用権の始期までに那覇地方法務局名護支局に補償金を供託してください。

7 その他

補償金を供託したときは、供託書正本の写しを北部農林水産振興センターに提出してください。